

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 2 7 年度
変更年度	平成 2 9 年度
計画主体	北海道倶知安町

倶知安町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 倶知安町役場農林課畜産林政係
所在地 北海道虻田郡倶知安町北 1 条東 3 丁目
電話番号 0 1 3 6 - 5 6 - 8 0 1 0
F A X 番号 0 1 3 6 - 2 3 - 2 0 4 4
メールアドレス chikusan@town.kutchan.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ヒグマ、エゾシカ、タヌキ、キツネ、カラス類（ハシボソガラス、ハシブトガラス）、アライグマ
計画期間	平成28年度～平成30年度
対象地域	倶知安町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成27年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ヒグマ	ビート、スイートコーン、デントコーン	被害面積 20 a
		被害金額 120 千円
エゾシカ	小豆、大豆、馬鈴薯	被害面積 30 a
		被害金額 280 千円
タヌキ	ビート、スイートコーン	被害面積 5 a
		被害金額 40 千円
キツネ	ビート、スイートコーン	被害面積 10 a
		被害金額 80 千円
カラス類	スイートコーン	被害面積 5 a
		被害金額 40 千円
アライグマ	スイートコーン、水稻	被害面積 10 a
		被害金額 100 千円

(2) 被害の傾向

1. 生息状況

ヒグマ：毎年、町内全域に出没痕跡や足跡が確認されている。

平成25年に2頭、平成26年に2頭を駆除した実績があるが、継続して目撃例及び農作物被害が確認されており、出没箇所、足跡から推測すると、個体数減少した分、なわばりに余裕が生じ、今まで多方面に生息していた熊が侵入している傾向にあり、農作物被害が増加している。

エゾシカ：目撃情報や足跡などが町内全域で確認されており、出没頻度はここ数年増加傾向にあり、踏害や食害の件数も増えている。

タヌキ：タヌキは以前から確認されていたが、近年、農作物（主にスイートコーン）の食害が目立っており、生息数が増えてきていると思われる。

キツネ：全町的に生息しており、農作物（スイートコーン）の食害が目立っており生息数が増加していると思われる。

カラス類：全町に生息しており、スイートコーンの被害が多い。

アライグマ：全町的に生息しており、特に比羅夫、樺山、八幡地区での水稻、スイートコーン、スイカ等の被害が多く、生息数は増加しているものと思われる。

2. 被害発生時期

ヒグマ：春先から畑に農作物残差を求めて出没しており、農作物の収穫までの全般において

被害が発生している。

エゾシカ：食害・蹄傷害を含め、農作物の発芽から収穫までの全般において被害が広範囲で確認されている。

タヌキ：夏から秋にかけてスイートコーンやビートなどに被害が多く見られている。

キツネ：夏から秋にかけてスイートコーンやビートなどに被害が多く見られている。

カラス類：夏から秋にかけてスイートコーンなどに被害が多く見られている。

アライグマ：夏から秋にかけてスイートコーンや水稲などに被害が多く見られている。

3. 被害の発生場所

ヒグマ：高見地区から山梨地区にかけて、山地に近いほ場でビートやスイートコーン畑の被害や足跡が確認されている。

エゾシカ：山林付近には限らず、広範囲で被害が確認されている。

タヌキ：主に八幡、緑、比羅夫、樺山地区などの山林に近接するほ場（スイートコーン畑）などで食害が確認されている。

キツネ：主に八幡、大和、旭、比羅夫、山田、樺山地区から山地にかけて、ほ場（スイートコーン等）に食害被害が確認されている。

カラス類：山地に近いほ場で、食害が確認されているほか、市街地でも営巣活動による生活環境被害が発生している。

アライグマ：主に比羅夫、樺山、八幡地区などの水稲、スイートコーン、スイカなどの田畑で被害が確認されている。

4. 被害地域の増減傾向など

ヒグマ：年々出没箇所、食害も増加しており、出没場所も人家に近くなってきているため、農作物の被害のみならず、人命の危険も懸念される。今後もより警戒を強める必要がある。

エゾシカ：以前から被害が散見されていたが、近年、農業者からの被害や目撃情報が多く聞かれるようになり、また、少数の群で山間部を移動しているため、山裾以外のほ場にも被害が拡大している。

また、現状はまだ被害の全容が見えておらず、潜在的な被害は更に増加しているものと思われる。

タヌキ：ここ数年、農作物の食害の声が寄せられており、近隣町村では多く確認されていることから、今後、本町においても増加していくと思われる。

キツネ：必要に応じ駆除を行っているものの、スイートコーン等の作付面積の増加に伴い、被害が拡大している。

カラス類：個々で銃器を使用した駆除を行っているが、減少には至っておらず、農作物の被害だけでなく生活環境への被害も懸念されている。

アライグマ：目撃例及び捕獲実績から推測すると、俱知安町内を取り囲む様に発生し、被害状況も年々増加している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
ヒグマ 被害金額・面積	120千円 20a	60千円 10a
エゾシカ 被害金額・面積	280千円 30a	180千円 20a
タヌキ 被害金額・面積	40千円 5a	20千円 2a
キツネ 被害金額・面積	80千円 10a	40千円 5a
カラス類 被害金額・面積	40千円 5a	20千円 2a
アライグマ被害金額・面積	100千円 10a	50千円 5a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>倶知安町は、銃器やわな（猟友会が実施）での捕獲許可を受け地域の巡回を行っている。</p> <p>町と猟友会で委託契約を締結して、より関係を密に目撃情報等には迅速に対応するようにしている。</p> <p>ヒグマ：足跡や糞を発見した場合、看板を設置して注意を促すとともに、頻繁に出没や被害がある場合は問題個体に対して駆除や捕獲を行い、平成25年度に2頭、平成26年度に2頭を駆除している。</p> <p>エゾシカ：目撃情報を基に調査を行っており、平成25年度に5頭、平成26年度に1頭、平成28年度に7頭、平成29年度に14頭駆除した。</p> <p>タヌキ：捕獲実績はない。</p> <p>キツネ：被害状況に応じて有害駆除を行っている。</p> <p>カラス類：必要に応じて有害駆除を行っている。</p> <p>アライグマ：主に農家を対象とした防除技術講習会を年1回程度実施しながら啓発を実施している。目撃例を基に平成22年度から捕獲を実施し、平成29年度までに124頭を駆除している。</p> <p>捕獲鳥獣の処理方法については、基本的に処理施設で処理するが、捕獲位置により搬出困難な場合は現地理設とする。</p>	<p>猟友会員の高齢化、担い手不足により、駆除・捕獲は年々困難になっているため、新たな担い手の育成が急務である。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>・希望農家に対し、倶知安町所有の電気柵を無償で貸出している。毎年5～8件に貸出している。</p> <p>平成27年度実績 5件 3.2km</p> <p>平成28年度実績 3件 2.0km</p> <p>平成29年度実績 5件 2.8km</p> <p>・平成24年度より電気柵購入農家に対し、倶知安町及びようてい農協で購入費を一部助成。平成29年度ま</p>	<p>電気柵の普及が進み、被害防止に役立っているが、管理の徹底が不十分であるところもある。また柵の下に穴を掘り、圃場内に侵入する個体も出てきている。</p>

	でに延べ65件に対し助成。 電気柵延長 51.6 km	
--	--------------------------------	--

(5) 今後の取組方針

農協や猟友会と連携し、比較的被害の多い畑については関係者と協議会構成員が情報を共有し、農家からの出没情報を基に迅速に対応出来るような体制を整備する。

倶知安町所有の電気柵の無償貸出や、購入費を倶知安町及びようてい農協で一部助成する取組を継続し、農家の自衛の取組を推進する。

担い手育成対策として、平成29年度より狩猟免許取得等に掛かる費用を倶知安町で一部助成して、駆除従事者の確保を図る。

ヒグマ：看板を設置して注意を促すとともに、パトロールを強化し、電気柵や爆音器などで追い払いを行うが、効果が無い場合は銃及びわなによる駆除を行う。

また作物残渣の除去を徹底し、クマが寄ってこないように努める。

エゾシカ：出没情報を収集し、銃及びわなによる駆除を行い、個体数の減少に努める。

タヌキ：被害が発生する箇所に箱わなを設置し、捕獲に努める。

キツネ：農作物被害や営巣などによる生活環境被害を及ぼす恐れのある個体について駆除・捕獲をする。

カラス類：農作物被害や営巣などによる生活環境被害を及ぼす恐れのある個体について駆除・捕獲をする。

アライグマ：箱わなによる捕獲を行い、生息域及び個体数の拡大を阻止し、地域からの排除を目指す。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

従来より倶知安町は、捕獲体制の中心的役割を担う猟友会倶知安部会と有害鳥獣駆除業務委託契約を締結し、町からの情報及び指示のもと、猟友会が駆除業務を行う体制をとっているが、今後もその体制を継続し、より迅速に対応できるよう情報の共有に努める。

担い手育成対策として、平成29年度より狩猟免許取得等に掛かる費用を倶知安町で一部助成して、駆除従事者の確保を図る。

駆除業務の推進にあたり熊及び鹿を対象とする際は、散弾銃の外、ライフル銃も使用する。

倶知安町鳥獣被害防止対策協議会は、関係者による情報の共有や、住民にはホームページ等による情報提供に努める。

農協は、組合員連絡網による情報提供や呼びかけを行う。

北海道猟友会倶知安支部倶知安部会（銃器免許6名、わな猟免許7名）

熊用箱わな（役場備品：1基／協議会備品：2基）

アライグマ用箱わな（役場備品：7基／協議会備品：30基）

鹿用くくりわな（協議会備品：15基）

センサーカメラ（役場備品：2台／協議会備品：2台）

電気柵（役場備品：9台 4.4 km分）

※参考資料として、倶知安町鳥獣捕獲員名簿を添付する（資料1）

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成28年度	ヒグマ、エゾシカ、タヌキ、キツネ、カラス類、アライグマ	被害防止方法等知識の普及や、広報活動を充実させる。ヒグマ等の農作物被害を防止するため電気柵購入費補助金を継続して実施する。
平成29年度	同上	同上
平成30年度	同上	上記の取組みに加え、アライグマ用箱わな18基、鹿用くくり罠20基を購入し、捕獲頭数の増加を目指す。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ○ ヒグマは電気柵を主として防除を行い、それでも被害が発生する恐れがある場合は出没個体の捕獲、駆除を行う。 ○ エゾシカは、捕獲による個体数調整により被害を防ぐ。 ○ タヌキは、被害状況に応じて捕獲する。 ○ キツネは、被害状況に応じて捕獲する。 ○ カラス類は、被害を及ぼす恐れのある個体を捕獲する。 ○ アライグマは、可能な限り捕獲する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度
ヒグマ	2	2	2
エゾシカ	10	10	10
タヌキ	10	10	10
キツネ	30	30	30
カラス類	100	100	100
アライグマ	可能な限り捕獲する。		

捕獲等の取組内容
<p>ヒグマについては、4月頃から10月の収穫期に主として電気柵等による防除活動を実施する。また、農作物被害が著しい場合や人命に危険を及ぼす恐れがある場合は銃器や箱わなによる捕獲・駆除を実施する。</p> <p>エゾシカについては、出没状況に応じて銃器やわなによる捕獲・駆除を実施する。</p> <p>タヌキについては、農作物被害や営巣などによる生活環境被害を及ぼす恐れのある個体について捕獲・駆除を実施する。</p> <p>キツネについては、農作物被害や営巣などによる生活環境被害を及ぼす恐れのある個体について捕獲・駆除を実施する。</p> <p>カラス類については、農作物被害や営巣などによる生活環境被害を及ぼす恐れのある個体について捕獲・駆除を実施する。</p> <p>アライグマについては、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する防除実施計画に</p>

基づき、箱わなにより捕獲する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

ライフル銃は、散弾銃とは異なり遠距離からの狙撃が可能であり、また散弾銃と比べ威力が高く、ヒグマ及びエゾシカのような大型獣の捕獲に有効なため、熊及び鹿を捕獲する際に必要である。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

(2) その他被害防止に関する取組

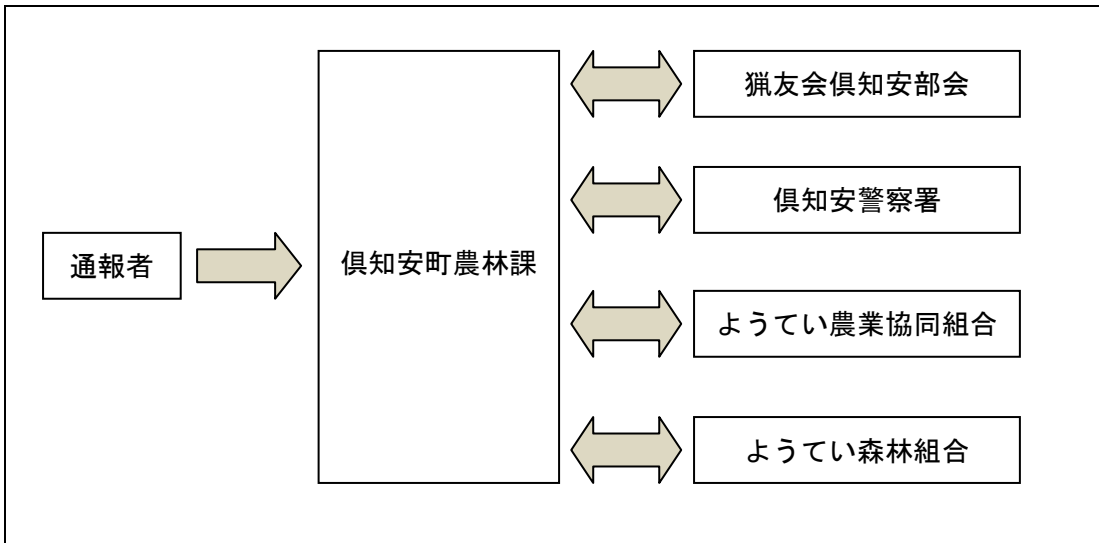
年度	対象鳥獣	取組内容
平成28年度	ヒグマ エゾシカ タヌキ キツネ カラス類 アライグマ	<p>倶知安町鳥獣被害防止対策協議会は、連絡会議や広報等を通じて、被害防止に係るPR等の取り組みを行う。</p> <p>倶知安町は各団体との連絡調整、啓蒙用看板の設置、農家の自衛対策推進のための電気柵の無償貸出を行う。</p> <p>倶知安町と農協は農家の自衛対策推進のための電気柵購入費の一部助成を行う。</p> <p>農協は農作物残渣除去指導を行う。</p>
平成29年度	同上	上記の取組に加え、倶知安町は駆除従事者確保のための狩猟免許取得等費用の一部助成を行う。
平成30年度	同上	同上

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
倶知安町	関係機関との連絡・調整、被害実態調査、被害防除施策の立案・実施指導。
ようてい農業協同組合	被害実態調査、情報提供、農業関係者への注意喚起。
ようてい森林組合	山林所有者の植栽被害軽減対策・協力、出没痕跡など情報提供。
(一社)北海道猟友会倶知安支部 倶知安部会	有害鳥獣関連情報の提供、捕獲の実施(銃器、箱わな)。
倶知安警察署	緊急時の被害防除指導・協力、被害周辺への注意喚起。

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	倶知安町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
倶知安町農林課	協議会長は倶知安町長とする。 協議会に関する連絡・調整を行う。被害防除施策の立案・対策の実施指導、被害実態調査。
ようてい農業協同組合	被害実態調査、情報提供を行う。 農業関係者への注意喚起。
ようてい森林組合	山林所有者の植栽被害軽減対策及び協力、出没痕跡など情報提供を行う。
北海道猟友会倶知安支部倶知安部会	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施（銃器、箱わな）を行う。
倶知安警察署	緊急時の被害防除指導及び協力。 被害周辺への注意喚起

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北海道後志総合振興局農務課	被害状況の報告等、被害防除対策への助言
北海道後志総合振興局環境生活課	捕獲許可申請、被害防除対策への助言
後志森林管理署	国有林内での捕獲活動等への助言

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

実施隊は、猟友会員の中から倶知安町が任命し、協議会と連携を図り効果的な捕獲に取り組む。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

倶知安町鳥獣被害防止対策協議会が中心となって、対策を推進していくが、各種団体等においても積極的な関与を促し集団で取組を進めていく。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ①ヒグマ：一般廃棄物として処理する。
- ②エゾシカ：一般廃棄物として処理する。
- ③タヌキ：一般廃棄物として処理する。
- ④キツネ：一般廃棄物として処理する。
- ⑤カラス類：一般廃棄物として処理する。
- ⑥アライグマ：一般廃棄物として処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

- ①ヒグマ：大量な捕獲は見込まれないため、肉の一部を自家消費する。
検体の一部（胃、肝臓等）を地方独立行政法人北海道立総合研究機構環境科学研究センター自然環境部へ学術研究の試料として提供する。
- ②エゾシカ：大量な捕獲は見込まれないため、肉の一部を自家消費する。
- ③タヌキ：利用に適さない。
- ④キツネ：利用に適さない。
- ⑤カラス類：利用に適さない。
- ⑥アライグマ：利用に適さない。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

倶知安町鳥獣被害防止計画は、運用の上で内容が実態に合わない場合は、関係機関と協議の上、計画変更を随時行うものとする。